

## 志布志港・川内港輸出入促進トライアル事業補助金交付要領

志布志港・川内港輸出入促進トライアル事業補助金（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）の取扱いに関し、必要な事項を次のように定める。

### 1. 補助金の交付に関する事項

補助事業者は、原則として補助金の交付の決定を受けてから事業に着手することとする。ただし、交付申請日以降に事前着手届（別紙様式）を届け出た場合には、交付の決定前に着手することができる。この場合は、補助金交付決定の金額が査定により申請時の金額より減額された場合及び申請そのものが不採択となった場合でも、不服を申し立てることができない。

### 附則

1. この要領は令和7年7月1日から施行する。